

自転車事故の増加に伴う注意喚起について

今年度に入り21件の通勤・通学時の自転車事故が報告されており、ひと月に2～3件の頻度で自転車事故が起きていることとなります。過去に長期休業を伴う事故も報告されており、教育・研究活動や日々の業務に大きな支障を来す恐れがあります。

つきましては、下記の事事例等を参考として、また自転車利用のルールと危険性を十分に理解した上で安全な運転を行うように、教職員・学生にご周知方お願いします。

おって、道路交通法の一部改正がありましたので、併せて周知徹底をお願いします。

記

1. 最近の主な事事例

事例1	帰宅途中に急性アルコール中毒のため自転車と共に転倒。 脳挫傷、頭蓋骨・耳骨折、右耳鼓膜を損傷。休業1月。 (12228I)
事例2	自転車で出勤途中、草叢で転倒。 右足首骨折。休業15日。 (13159I)
事例3	自転車で歩道(左側車線)を走行して出勤中、前方から来た歩行者と接触、双方が転倒。 歩行者には怪我なし。頬・膝の擦り傷、左肘の骨折。休業4日。 (12216J)

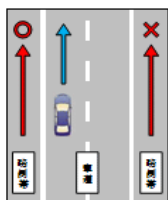
詳細はこちら→「[平成25年度自転車事故災害一覧](#)」

2. 自転車利用安全の原則

- 添付資料の通知「自転車事故の増加に伴う注意喚起について(依頼)」(平成24年12月10日付)を参照して下さい。

3. 道路交通法の一部改正

- 平成25年12月1日より、自転車等軽車両が通行できる路側帯は道路の左側部分に設けられた路側帯に限られます。



改正前は、自転車などの軽車両は、歩道がない道路の左右に設けてある路側帯のどちら側でも通行することができましたが、改正後は、道路左側の路側帯しか通行できません。

道路の右側の路側帯を通行すると...



3月以下の懲役
又は
5万円以下の罰金

【本件担当】

本部環境安全課 関

内線：21051

E-mail:kankyoanzenka@ml.adm.u-tokyo.ac.jp